

ざしきわらし

《第17号 目次》

- 1～2ページ 「地域と共に、これからも 安心と信頼」 総看護師長
- 2ページ 「視能訓練士のお仕事」 眼科外来
- 3ページ 「褥瘡を予防するポイント」 皮膚排泄ケア認定看護師
- 4ページ 「退院支援ってなに？」 地域医療福祉連携室
- 5ページ 「栄養管理室より」 栄養管理室
- 6ページ 「4月1日以降の会計等について」 事務局医事経営課

「地域と共に、これからも 安心と信頼」 ～一人ひとりを大切にし、 思いやりのある看護を目指します～

総看護師長 小野寺富子



皆さんの生活において、一番の目標を「健康」と掲げている人も多いのではないかと思います。けがや病気で手術を行い、あるいは病院通いを余儀なくされている方はとにかく健康でを過ごせればよいと思っ
ているのではないのでしょうか。頭の中では「健康が一番」と誰もが思っていますが、病気になる
とやはり健康のありがたみはわからないものであります。新年を迎え早くも2ヶ月が過ぎ、あの東日本大震災から3年となる3月11日を迎えます。昨年は猛暑と度重なる大雨や洪水があり、被災された方には一日も早く、
平穏な生活にもどられることを切に念願しております。

二戸病院は一般病床260床、診療科数23科、入院基本料患者10：看護師1、1日平均入院患者数189人、1日平均外来患者数607人、1日平均救急車来院患者数5人、平均在院日数14日、常勤医師39人、
応援医師8人（一日平均）、看護師数208人、そのうち147人が病棟です。入院は3交代で夜勤看護師は2～3人体制で、外来は2交代で16時間夜勤者2人体制で365日24時間仕事をしています。（H26年1月現在）

全国の中でも岩手県における医師不足は深刻であり、特に県北・沿岸部で人口当たり医師数が極端に低くなっています。二戸保健医療圏においては二戸病院から他の県立病院・診療センターへ、さらには色々な職種の職員も応援を行っています。

看護師不足も深刻です。今年度は一戸病院・軽米病院・久慈病院から4名延べ11ヶ月の応援を頂きました。全国的には看護師の就職者数は増加傾向にありますが、医師と同じように都会に集中し、地方では減少しています。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になってくると病院だけでは受け止められなくなり、地域での医療・介護が必要不可欠となります。現在も地域においては看護師不足が深刻になっています。

二戸病院では看護師を募集しておりますので、看護業務を離れている方や都会で働いている方のUターン・Iターンに期待しております。ご家族の方やお知り合いの方がおりましたら、ご連絡をお願いしたいと思
います。二戸病院を公開する「二戸病院祭」や“5月の看護週間”に合わせてふれあい看護体験を開催して
おります。看護体験を通して「看護の心」に触れていただく体験です。中高校生の「目」と「手」と「心」
で「命の尊さ」と「ふれあいの温もり」を感じ、看護師を目指していただければ、とても嬉しいことです。

当院では認定看護師2名と退院調整看護師が専従で勤務しています。認定看護師とは、日本看護協会の資格認定制度の一つです。特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護が実践できる看護師のことを指し、実践・指導・相談の役割があります。「緩和ケア認定看護師」は緩和ケアに関するいろいろな取り組みを行っており、「カシオペアがんなんでも相談室」においてがんに関するご相談やお悩みについて対応しておりますので、どうぞお気軽にお寄りください。「皮膚・排泄ケア認定看護師」はストーマ（人工肛門・人工膀胱）に関するケアや褥瘡（床ずれ）や手術、糖尿病などによる傷の治癒促進のための創傷ケア、失禁（便・尿もれ）に対するケアを専門とした看護を提供しています。「退院調整看護師」は入院時から病棟看護師と連携を図り、患者・ご家族の思いを聴きながら、退院支援を行っています。

退院後もスムーズに在宅療養が送られるように地域の医療・介護・福祉関係者とシームレス(継ぎ目のない)な支援を目指し活動しています。

このように当院は看護の専門性を高め、安全で信頼される看護の提供に努めております。また職員一人ひとりが多くのことを学び、やりがいをもって働き続けられるよう、人材確保と人材育成に力を入れております。今年度より多様な勤務形態で働きやすい職場環境とするために看護師の夜勤専従が導入されました。また看護師の夜間業務の負担軽減対策として看護補助者の夜勤を導入しました。患者さんの入院から退院までを一人の看護師が責任をもって担当させていただいておりますが、受け持ち看護師が不在の時は当日の担当看護師がお世話させていただきます。看護科では全体研修やステップ(臨床能力段階)研修を実施しておりますが、看護職員には多少のキャリアの差があり、心ない態度や言葉などにお気づきの点がありましたら遠慮なくお申し出いただきたいと思っております。また私たち看護師も患者さんやご家族と同様に誰かの感謝や思いやりの言葉に励まされ、認められることで元気が出て、やりがいにつながり、働き続けることができるのです。

当院の看護科では「一人ひとりを大切に、思いやりのある看護を目指します」を看護科理念にしています。厳しい状況ではありますが、患者さんやご家族が“二戸病院に受診して良かった”と思っただけのように心に寄り添い、職員一同力を合わせ二戸地域の医療を守り支えていきたいと思っておりますので、今後ともご理解とご支援の程よろしくお願いいたします。

視能訓練士のお仕事

眼科 外来

二戸病院の眼科には、3名の視能訓練士が配属されています。今回は視能訓練士のお仕事についてご案内させていただきます。

皆様は「視能訓練士」と聞いて、何を連想するでしょうか？実際、あまり耳慣れない言葉と思いますが、「眼科で検査をしている人」といえば「ああ、あの人！」と、思い当るかもしれません。

視能訓練士は医師の指示のもと、患者さんの眼の健康を守るためいろいろな業務を行っています。

眼の検査もそのうちの一つです。視力や眼圧などの一般検査から、視野や電気生理などの精密検査まで、幅広く受け持って医師に情報を提供します。そのほかには疾患の早期発見のための健康診断や、視覚に障がいをお持ちの方のケアとして、不自由の軽減のために補助具の選定などを行っています。

そしてもう一つ、私たちの名称の由来となっている「視能訓練」も大事な業務の一つです。これもまた一般的ではない用語ですが、斜視や弱視の方の治療法として、訓練療法が有効な場合があります。そういう訓練のことを視能訓練と言います。私たちは医師と協力して、必要に応じて訓練を行います。

特に弱視視能訓練については小児のうちに行うことが必須です。これはヒトの視力発達と関係があり、一般的に8歳頃で視力の発達は完了すると言われております。視能訓練はこの発達途中の段階で働きかけるものであり、その時期を過ぎると効果が上がらなくなってしまいます。低年齢であるほど感受性が高く、効果が上がりやすいのです。そして弱視は、残念ながら今のところ訓練以外に治療の方法はありません。

今は3歳児検診で視力検査を行うようになりましたが、それは弱視の早期発見、早期治療のためです。検診で視力低下を指摘された場合には、視能訓練士がいる眼科を受診していただくことをお勧めします。「まだ子供だから…」と目を見てみると、訓練に適した時期を逃してしまうかもしれませんよ。



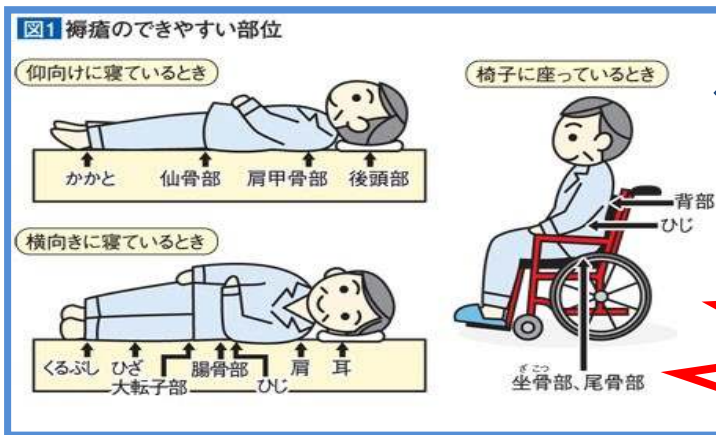
褥瘡（床ずれ）を予防するポイント

看護科 皮膚・排泄ケア認定看護師 林下 春美

褥瘡は、できてしまうと治療には数か月、または年単位とかがかかります。そのため、できないように予防していくこと、早く見つけることが大切となります。褥瘡ができないように予防していくための2点についてお話します。

1. 皮膚を観察しましょう
2. 褥瘡ができないよう自宅で過ごす環境を整えましょう

1. 皮膚を観察しましょう



褥瘡のできやすいところは左の図の通りになります。

- 骨が出ている
- 体の下になっている部分 など

圧迫、体重がかかる部分ができやすいところになります。

皮膚が赤くなっている時は褥瘡かもしれません！

赤くなっている所を発見したら

体の向きを変え、赤くなった部分が圧迫されないように体の向きを整えましょう。そのあとも皮膚の状態はどうなっているのか見ていきましょう。赤みが消えない、色が悪くなっている等の時には、かかりつけの病院やケアマネージャーさんに相談しましょう。

2. 自宅で過ごす環境を整えましょう

徐々に自分で動くことが難しくなってきた時、皮膚の赤みを見つけた時は、圧迫を予防するため「体圧分散寝具といわれるマットレス」を選び、自宅で過ごす環境を整えることが必要となります。介護保険制度のサービスでレンタルがあります。マットレスにはいろいろな種類があり、自分でどれだけ体の向きを変えられるか、どの程度自分で動くことができるのかを確認しながら選びましょう。

環境を整える相談は、担当のケアマネージャーさん
介護認定を受けられていない場合には、地域の包括
支援センターに相談しましょう。



褥瘡かな?? どうしたらいいのかな?? 等、何かありましたら、ご相談下さい。

「退院支援」ってなに？

地域医療福祉連携室

退院を勧められたけど不安。
何を準備したらいいのかわからない

退院できないと言われたけど、
最期まで家で過ごしたい

自宅での介護が大変。
介護保険や社会福祉制度に
ついて知りたい

退院後に具合が悪くなったら
どうしよう・・・

医療、介護の費用について知りたい

施設の利用について知りたい

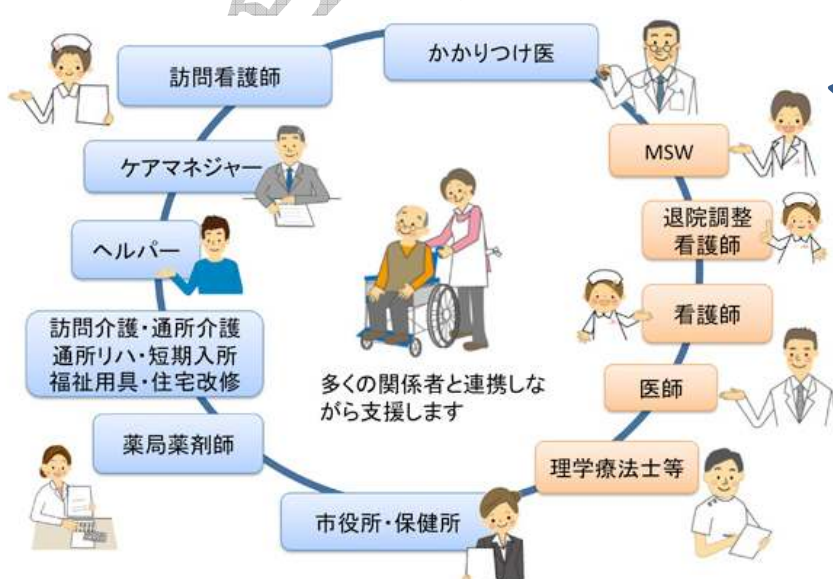
家に帰るには、医療処置が必要。
こんなことを家でできるのかしら？

口から食事をとれなくなった。
この先どうなるのだろう？



少子高齢化が進み、限られた医療資源を上手に活用するために病院の機能分化が進められ、急性期の病院はより急性期に特化した医療を求められています。患者さんは、急性期の治療が終わったら適切な療養先で療養することが必要となります。当院の平均在院日数も数年前と比べ短縮してきました。しかし、突然「急性期の治療が終わったから退院してください」では、患者さんが行き場をなくしたり、希望する生き方が叶えられなくなってしまいます。

そこで、入院後できるだけ早くから、患者さんが病気や障害を理解し、どこで、どのように生き、生活していくかを患者・家族とともに考えていくことが大切となります。これを「退院支援」といい主に病棟看護師が担います。また、そのために退院後必要な医療や看護、介護サービスを活用するための調整を「退院調整」といい医療ソーシャルワーカーや退院調整看護師が主に行います。院内や地域の多職種の方々が連携しながら、患者さんの意思決定支援や自立支援を行っております。



退院支援カンファレンスを行い、
患者さんやご家族の気持ちに寄り
添いながら、適切な療養生活につ
いて一緒に考えていきます

ご自宅で安心して療養できるように・・・

～ 栄養管理室より ～

◆栄養管理室は、安心安全な食事の提供、患者様の病態に合わせた栄養管理・病態別の治療食・個別対応・季節ごとの行事食の提供・調理師による病室訪問…等々を入院患者様に行っております。



◆通常の食事提供の他に、満足度 UP に向け、週 2 回対象患者様に「選択メニュー」(食事負担額に別途 20 円加算)を実施しておりますが、今年度からは、さらに月 1 回・2 病棟の患者様を対象に、「特別メニュー」(食事負担額に別途 100 円加算)を開始しました!!

これまで 8 回開催し、患者様からは「また食べたい!」「病院でこんなメニューが食べられるなんて♥」などの声も寄せられ、大変好評をいただいております。

この特別メニューは、献立担当月の調理師がアイディアを活かしてメニューを考え、管理栄養士が栄養価計算をしてバラエティーに富んだメニューになっています。

◆病態に合わせた食事対応の一例です。

☆上体が起こせない検査中などには、食べやすいよう「串さし食」を提供。



☆飲み込みが困難な患者様には「ゼリー食」を提供。

→おでんもゼリー食に変身!! 玉子・大根など食材ごとに作成し、味も見た目も「おでん」に仕上げるプロの技です。



◆今後もより多くの患者様から『ごちそうさん』と思って戴けるよう、直営職員(管理栄養士 4 名・主任調理師 2 名・調理師 11 名・調理手 2 名・事務補助 1 名)、委託職員(食器等の下膳・洗浄担当 5 名)の計 25 名のスタッフが、患者様それぞれの病態に合わせた食事の提供に努めてまいります。

～栄養サポートチームの活動について～



管理栄養士 1 名が専従スタッフとして、医師・看護師・薬剤師など専任スタッフとともに対象患者様のベッドサイドへお伺いし、患者様の栄養改善へ向けた早期サポートの活動を行っております。

多職種スタッフや地域病院・施設とも連携し、栄養管理のエキスパートとして奮闘しておりますので、患者様・ご家族の方も栄養管理について疑問に思うことや相談等ございましたらお声をかけてください。

4月1日以降の会計等について (平成26年度診療報酬改定)

事務局 医事経営課

医療費の計算の元となる「診療報酬」の改定が2年に1回行われており、今年の4月がその時期にあたります。

その詳細は3月の中旬までに決定されることとなっております。

改定の概要は、医療費としては、+0.10% 増となります。

医療費本体では +0.73% の増額であり、薬価は ▲0.58%の減額、医療材料価格も ▲0.05% の減額といった内容です。

患者さんの一部負担金についても多少の増減は、あるとは思いますが、+0.10%の増とされていますので、今よりも大幅に増えることにはならないと考えております。

ただし、医療費の計算については、患者さん毎に違っております。それぞれに、安くなったり、高くなったりする場合がありますので、ご不明の点は事務職員にお尋ねいただきますようお願いいたします。

また、改定がありますと、計算方法も違ってきます。職員が慣れるまでの間、会計計算の待ち時間が多少増えることも予想されますので、ご了承願います。

新たに70歳になる方の窓口負担が2割に変更となる予定です。

高額療養費については、現在の内容とほとんど同じですが、所得額が高い方の区分ができる予定です。詳しいことが分かり次第、院内に掲示して、お知らせいたします。

なお、限度額認定証の区分等の変更があると思われるので、必ず提示いただくようお願いいたします。

また、異動の多い時期でもあります。毎月1度は保険証の確認をお願いしておりますが、保険証の内容が変わった際には、必ず、窓口にご提示いただくようお願いいたします。

当院では、希望される方に療養の給付と直接関係しない保険給付外のサービス（診断書や特別室室料など）を提供しておりますが、消費税増税等により、料金を引き上げる予定としております。ご了承願います。



二戸病院広報「ざしきわらし」第17号（平成26年3月7日発行）

編集発行：岩手県立二戸病院 広報委員会

〒028-6193

岩手県二戸市堀野字大川原毛 38 番地 2

TEL 0195 (23) 2191 ・ FAX 0195 (23) 2834

URL <http://www.ninohe-hp.net/>